

青森法政論叢 第20号

2019年8月31日発行

〈判例研究〉

システム開発契約における注文者の協力義務違反

栗原 由紀子

青森法学会

〈判例研究〉

システム開発契約における注文者の協力義務違反

[札幌高判平成29年 8月31日(平28(ネ)189号損害賠償請求控訴事件) 判時2362号24頁]

栗原由紀子

I 事実

平成20年8月ごろ、国立大学法人の医科大学であるX（一審原告、本件ユーザ）は、現行の病院情報システムの保守期限切れが近いことから、新システム導入のための入札を実施した。そこでY（一審被告、本件ベンダ）は、Yが他社と共同開発した既存のパッケージソフトウェアをベースに一部カスタマイズするシステム開発を提案し、同年10月に落札した。

平成20年12月9日、XとYは、Xの病院情報管理システムの構築及び、当該システムを訴外会社Aの所有物としてXがリースすることを目的とした契約（本件契約）を締結したが、XとYの間ではすでに、本件契約締結前である平成20年11月14日から、本件システムの仕様確定作業がおこなわれていた。ところが、Xからの追加開発要望が多く、翌年2月の要件定義仕様確認期限になっても要件定義工程が終了しなかった。その後、平成21年7月7日、625項目の仕様項目を開発対象に含めることで本件仕様凍結合意がされ、本件システム運用開始を当初予定の平成21年9月から平成22年1月4日に延長するとの合意もされた。しかし、本件仕様凍結合意後もXからYに対して171項目の追加要望がなされた。また、Yは本件開発にかかわるマスタの収集等についてXに依頼したものの、Xの収集状況は芳しくなく、結局、Yが収集した。Yは

171項目の追加要望を含め開発を継続したが、一部不具合が発生したため、平成21年12月16日、Y側からシステム稼働日を平成22年3月または5月まで延期してほしい旨の要望がなされた。その後、運用開始予定日（平成22年1月4日）に本件システムはXに納入されず、開発は頓挫した。

平成22年3月10日頃、XはYに対し、本件システムにかかる債務の履行を催告した。そして、平成22年4月23日、XはYに対し本件契約を解除する旨通知（本件解除通知）し、その後、債務不履行に基づく損害賠償を請求した（本訴請求）。Yもまた、Xの協力義務違反や完成したシステムの不当な受領拒絶により売買代金を得られる機会を失ったことから、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償、商法512条に基づく報酬額支払いを請求した（反訴請求）。

原審（旭川地判平成28年3月29日）は、本件システムは本件解除通知がなされた時点では完成しておらず、その原因はYが適切に本件システム開発プロジェクトの進捗を管理できなかったこと、かつ、Xが本件システム開発プロジェクトにつき協力義務を怠ったことにあるとして、本件システム開発プロジェクト頓挫の責任については、Xに2割、Yに8割の責任があると認めるのが相当であると判断した。そこで、原告および被告が、ともに控訴。

II 判 旨

Xの控訴棄却、本訴請求棄却。Yの反訴請求一部認容。

1、本件システム完成の有無

本件システムは、遅くとも本件解除通知までにはXの協力が得られず保留せざるをえなかった1項目を除き、全て完成していた。初期段階で軽微なバグが発生するのは技術的に不可避であり、納品後のバグ対応も織り込み済みであることに照らすと、バグ等が存在しても、システムを使用して業務を遂行することが可能であり、その後の対応で順次解消される類のものであれば、仕事が完成したと認定すべきであるとした。

2、本件仕様凍結合意の意味

本件仕様凍結合意とは、本件仕様凍結合意により開発対象を確定し、新たな機能追加の開発要求はもちろん、画面や帳票、操作性に関わるものも含め、一切の追加開発要望を出さないとの合意を意味するとみるのが相当であるとした。

3、Xのマスター抽出義務

本件契約上のマスターの抽出義務を負っていたのはXであるが、Xはマスターの抽出義務を怠り、Yがマスター作成を代行するに際しても協力を怠ったものと認めた。

4、本件プロジェクト頓挫の責任

(1) X（ユーザ）の協力義務違反について

本判決は、システム開発はベンダの努力のみによってなし得るものではなくユーザの協力も必要不可欠であるとして、本件Xは本件システム開発に協力すべき義務を負うとした。そして、Xの協力義務には、マスターの抽出作業のような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加

開発要望を出し、Yにその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないというような不作為義務も含まれているとした。さらに、Xは現行システムの情報提供を積極的に行うべき義務を負っていたというべきであるとした。しかるに、Xは、マスターの抽出義務を懈怠し、また、現行システムの情報（基本設計書等）をYに対して十分に提供もせず、さらに、本件契約および本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出した。以上のことから、Xには本件契約上の協力義務違反（債務不履行）が認められるとした。

(2) Y（ベンダ）の債務不履行責任について

本判決は、本件システム開発プロジェクトの頓挫の原因はXの協力義務違反にあり、Yの責任によるものとは認められず、Yには債務不履行（履行遅滞）について帰責性がなく、Xの債務不履行について過失相殺の対象となるべき過失の存在も認められないとした。

本件においてYは、プロジェクトマネジメント義務の履行として、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにした上で、追加開発要望の拒否（本件仕様凍結合意）を含め、然るべき対応をしたものと認められた。Yは、このような対応を越えて、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう注文者（本件X）を説得したり、Xによる不当な追加開発要望を毅然と拒否する義務があったということはできず、本件ではYにプロジェクトマネジメント義務の違反があったとは認められないとした。

5、Yの商法512条に基づく報酬請求権の有無

本件契約は、金額（リース料金）を定めて締結された契約であって、本件契約における合意を離れて報酬請求できるものではないとされた。

Ⅲ 研究

1. はじめに

システム開発におけるプロジェクトマネジメント義務とは、システム開発業者（ベンダ）がシステム開発プロジェクトに際して、当該プロジェクトを適切に管理する義務であり、協力義務とは、注文者（ユーザ）が仕様策定等、当該システム開発プロジェクトにおいてベンダの開発に協力する義務である。

本件では、原審、本判決（控訴審）ともにユーザたる X に協力義務違反があることを認めた。仕様凍結合意後の追加開発要望の提出や、マスタ作成の協力体制の不備・不十分が協力義務違反に該当するというのである。

一方、ベンダたる Y のプロジェクトマネジメント義務違反については、原審と本判決で異なる認定がなされた。原審は、ベンダは追加開発要望を受けいれると開発が遅延することを予測できる場合には、そのような要望を拒絶するか、代案を示すなどすべきであるのに、本件の Y は、X の追加要望等に翻弄されて、当該プロジェクトの進捗を適切に管理できなかったということを理由に、プロジェクトマネジメント義務違反を認定した。

しかしながら、本判決は、追加要望の開発をすればシステム稼働が遅れることを、Y が繰り返し説明していたことや、Y は追加要望を今後一切出さないという仕様凍結合意を X から取り付けていたということから、Y はベンダとしてのプロジェクトマネジメント義務を果たしていると認定した。つまり、ベンダたる Y には、仕様凍結合意を超えて追加開発要望をしないようにユーザを説得すべき義務や、不当な追加要望を毅然と拒否する義務はない（これらはプロジェクトマネジメント義務の範疇にはない）としたのである。

このように、本判決はユーザの協力義務違反については原審の認定を維持しつつも、ベ

ンダのプロジェクトマネジメント義務違反を否定した。いわゆるスルガ銀行対日本 IBM 事件控訴審が、ベンダのプロジェクトマネジメント義務を詳細かつ広範囲に認めて以来、大規模システム開発契約においては、同種の義務の履行が争点となり、当該ベンダの義務違反が認められる判断が目立つといわれている⁽¹⁾。このような状況にあって、本判決は、システム開発プロジェクトの頓挫した責任として、ユーザの協力義務違反が全面的に認められた高裁判決として注目された判決であった⁽²⁾。

本判決の争点は、システム開発プロジェクト頓挫の責任の所在だけでなく、当該システムの完成の有無や仕様凍結合意の意味、マスタ抽出義務の有無など多岐にわたるが、本稿は、紙幅の制約上、ベンダのプロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務に関する判決内容のみを考察対象とするものである。

2. システム開発契約における当事者の義務

システム開発は、ベンダとユーザの共同作業であり、双方が信頼関係を持って協力し合わないとシステム開発プロジェクトの成功はおぼつかないとされる⁽³⁾。それゆえ、システム開発に関する当事者双方の協力体制が不可欠となり、学説・裁判例により、これが法的義務のレベルにまで高められているという⁽⁴⁾。そこで、まず、ベンダのプロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務について裁判例と学説を概観する。

(1) ベンダのプロジェクトマネジメント義務

システム開発契約におけるベンダのプロジェクトマネジメント義務は、裁判例の蓄積により発展し、質的、内容的にも拡張してきた。裁判例上、初めて「プロジェクトマネジメント義務」なる用語が現れたのは健保組合システム開発訴訟（東京地判平成16年3月10日 判タ1211号129頁。以下、平成16年判決）である⁽⁵⁾。平成16年判決は、ベンダには、①

システムを完成させるよう進捗状況を管理し、開発作業の阻害要因発見及びこれに適切に対処すべき義務、②注文者のシステム開発へのかかり方を適切に管理し、開発作業阻害行為を阻止する義務、③ユーザが当該開発に支障をきたすようなシステム追加や変更等を要求してきた場合には適時その旨説明し、要求の撤回や追加の委託料の負担、納入期限の延期等を求める義務があるとして、これをプロジェクトマネジメント義務と称した。

また、スルガ銀行対日本IBM訴訟（原審：東京地判平成24年3月29日金法1952号111頁、控訴審：東京高判平成25年9月26日金判1428号16頁、以下、平成25年判決）では、ベンダのプロジェクトマネジメント義務として、開発契約の変更や要否等を説明・提言する義務、開発進行上の危機が回避しえない場合には開発中止を提言する義務があるとした⁽⁶⁾。同判決を契機として、システム開発におけるベンダのプロジェクトマネジメント義務にさらに多くの関心が寄せられて、様々な検証、分析がなされるようになった。

その後の裁判例では、例えば、ユーザの仕様書変更申入れに応じることは、当該システム開発に際して不具合や障害を発生させる可能性が高いことを、ベンダはその専門的知見や経験に照らして予見できるとして、これをユーザに説明し、場合によっては、変更申入れ等を拒絶すべき義務をベンダに認めた事例⁽⁷⁾や、「システム開発は開発業者と注文者とが協働して打合せを重ね注文者の意向を踏まえながら進めるべきものである」ということから、ベンダに対して、ユーザへ配慮する義務や、専門的知識を有しないユーザにより開発作業を阻害する要因が発生していることが窺われる場合には、これを予防すべき義務を認めるようになった⁽⁸⁾。

しかし、こうしたプロジェクトマネジメント義務の発生根拠については、はっきりしないことが多い。システム開発契約を請負契約

の一類型と考えるならば、主たる債務である「仕事完成義務」における付随的義務と考えることもできる⁽⁹⁾。裁判例は、システム開発の共同性やベンダの専門性により、プロジェクトを成功させるための共同関係に入った者には、信義誠実の原則に基づく附随的義務が生じるとされるだけである⁽¹⁰⁾。この点、平成25年判決の「中止提言義務」は、当該システム開発契約における基本合意書等に根拠となる契約条項があるとして、契約上の当事者間の合意がこれらのプロジェクトマネジメント義務の発生根拠ではないかとの指摘があり⁽¹¹⁾、興味深い。

(2) ユーザの協力義務

ユーザの協力行為の不行使が原因となり、ベンダのシステム開発プロジェクトが頓挫する場合には、ユーザの責任が問われることになる。システム開発に際しては、まず当該システムの要件・仕様を確定しなければならないが、その仕様を提示し、関連する資料を提供し、要求内容を明確にして打ち合わせを行う義務を、ユーザは負っている⁽¹²⁾。ユーザが技術やシステム開発の進め方に関する情報が乏しい一方、ベンダもユーザの業務が属する業界の情報に乏しいという、お互いに「情報の非対称性」、いわば二重の意味での情報格差が存在することから⁽¹³⁾、ユーザの情報提供等の協力なくして、システム開発の成就是ありえない。それゆえ、ベンダのプロジェクトマネジメント義務とユーザの協力義務は、「不即不離⁽¹⁴⁾」「あたかも表裏をなすもののごとく⁽¹⁵⁾」といわれている。

裁判例もベンダのプロジェクトマネジメント義務と関連付けてユーザの協力義務に言及することが多い。例えば、前記平成16年判決は、ユーザの協力義務について、「資料等の提供その他本件電算システム開発のために必要な協力を被告（ベンダ）から求められた場合、これに応じて必要な協力を行うべき契約上の義務を負っていた」と判示した。その

他、自己の業務の内容等、ベンダがシステム構築するために必要な事項について正確な情報をベンダに提供すべき信義則上の義務を負うとしてユーザの責任を認めた事例⁽¹⁶⁾や、ユーザがベンダに対してユーザの要求仕様を確定させるのに必要な情報を明確に提示し、また、総合テストを実施することが可能なスケジュールを組むことを許容するなど、ベンダの義務履行の前提となる協力義務をユーザが果たしたとは認められないとされた事例⁽¹⁷⁾、従前の契約内容を超えたシステムの追加や変更要望をユーザが行ったことによりシステム開発が頓挫した事例⁽¹⁸⁾や、ベンダからの代金増額や要求削減に対するユーザの拒絶を原因としてシステム開発が頓挫した事例⁽¹⁹⁾において、ベンダの債務不履行を認めず、ユーザの協力義務違反が認められている。

ところで、学説には、ユーザの協力義務は、ベンダのプロジェクトマネジメント義務の存在を前提として認められるに過ぎないとの指摘⁽²⁰⁾や、ユーザの協力義務はプロジェクトマネジメント義務の補完的・付随的なものに過ぎないから、ユーザはベンダのプロジェクトマネジメント義務の範囲内で協力すればよいとの指摘⁽²¹⁾があり、ユーザの協力義務をプロジェクトマネジメント義務に対する受動的義務として位置付けることがある。つまり、ベンダに提供を促されたにもかかわらず情報提供しない場合にはじめて協力義務違反となり、単にユーザが必要な情報を提供しないというだけでは義務違反にはならないといわれる⁽²²⁾。

一方、ユーザはこうした受動的な対応に安住すべきではないと考えるものもある⁽²³⁾。それに、ユーザの協力義務を、請負契約における注文者の協力義務と考えればシステム開発契約自体から導かれる債務の一部とみることも可能であろう⁽²⁴⁾。

3. 本件システム開発頓挫の原因と責任

(1) 本件システム開発頓挫の原因

原審は、本件システム開発頓挫の原因は、開発工数が本件ベンダの処理能力を超えていた点にあるとした。そして、Yが自らの処理能力を正確に見極めることのないまま、Xの追加開発要望に応じたことに、Yの責任を認めている。

一方、本判決は、本件紛争の根本的な原因を「一審原告（X）が、現行の運用の維持に固執する現場の医師らの要望を十分に反映させないまま本件要求仕様書等を取りまとめて本件契約を締結したこと、にもかかわらず、その後、本件要求仕様書等並びにこれを踏まえて作成された本件技術仕様書の記載を無視して出される現場の医師らの追加開発要望を抑えるための努力を放棄し、一審被告（Y）がその対応に当たらざるを得なかったことであつた」として、ユーザたるXの組織内部体制（エンドユーザ部門）への対応の不備を指摘した。

このような本件紛争の原因に対する認識の相違がプロジェクトが頓挫した責任の所在に関する原審と本判決の判断の相違を導いたのではないかと思われる⁽²⁵⁾。

(2) プロジェクトマネジメント義務違反の有無

原審は、システム開発の専門業者であるYは、「納期までに本件システムが完成するよう、原告からの開発要望に対しても、自らの処理能力や予定された開発期間を勘案して、これを受け入れて開発するのか、代替案を示したり運用の変更を提案するなどして原告に開発要望を取り下げさせるなどの適切な対応を採って、開発の遅滞を招かないようにすべきであつたというべき」であり、「それができないのであれば、追加開発は被告の義務ではないことや、追加開発に応じては予定通りの稼働は間に合わないことを説明し、原告（X）の要望を拒絶すべきであつた」とし

た。そして、本件システム開発プロジェクトが頓挫した最大の原因は、YがXの追加開発要望に翻弄され、本件システム開発プロジェクトの進捗を適切に管理することができなかったことであるとした。つまり、Yの本件ベンダとしてのプロジェクトマネジメント義務違反を理由に、Yの債務不履行責任を認めている。ユーザの追加開発要望に対する「代替案の提示」や「拒絶」を、ベンダのプロジェクトマネジメント義務として認定しているが、これは、従来の裁判例のプロジェクトマネジメント義務概念を踏襲したものと思われる。

これに対して、本判決は、本件システム開発プロジェクトが頓挫したことに対してYには帰責性も過失もなく、本件ユーザたるXが協力義務違反を理由として、その責めを負うべきであるとした。つまり、本判決は、本件ベンダたるYが追加開発要望の拒否（本件仕様凍結合意）をしたこと、および、追加開発要望に応じた場合は納期を守ることができないことを明らかにしたことで、プロジェクトマネジメント義務を履行としたと評価した。そして、これを越えて、本件ユーザに対して、納期を守るためには更なる追加開発要望をしないよう説得したり、不当な追加開発要望を毅然と拒否する義務はないと判断したのである。本判決の、このようなプロジェクトマネジメント義務の制限的解釈は、本件の事案に鑑みると、原審よりも実情に則しており、妥当であると評価されている⁽²⁶⁾。

(3) ユーザの協力義務違反

原審、本判決ともにユーザに協力義務違反を認めたことに違いはない。原審は、Xが、本来、Yが開発義務を負わない項目についても多数の追加開発を要望したことや、本件仕様凍結合意後に開発対象外の要望を出したことが、本件開発遅延の一因であることや、マスタ作成義務を怠ったことに、協力義務違反があることを認めている。

本判決もまた、システム開発においてユーザが負うべき協力義務の1つに、マスタの抽出作業などを円滑に行うべき作為義務を認定し協力義務違反とした。さらに、これにとどまらず、本判決は、ユーザの協力義務には、ベンダのシステム開発を妨害しないという「不作為義務」を含むとした。そして、本件ユーザの本件契約および本件仕様凍結合意に反する大量の追加開発要望が、この不作為義務の違反になるとして、本件マスタ抽出義務の懈怠等とともに、本件契約上の協力義務違反と認定され、債務不履行に基づく損害賠償がXに命じられた。

本判決以外にも、これまでの裁判例や学説では、ユーザの「システム開発を阻害しない義務」は認められていた。これは、ベンダの「ユーザに開発作業を阻害しないよう働きかける義務」に応じた受動的義務と位置付けられていた。ところが、本判決の「不作為義務」は、こうしたベンダの働きかけに応じたものではない。つまり、本件不作為義務は、ベンダのプロジェクトマネジメント義務を前提としない、契約そのものから導かれるユーザの能動的協力義務の1つとして位置付けられるのではないだろうか。

4. 本判決の意義

個々の事情がそれぞれ異なるので、もとより、本判決の判断を、あらゆるシステム開発頓挫事例にあてはめることはできない。しかし、システム開発に関する紛争では、いずれの当事者にも、多かれ少なかれ落ち度のある事案が多いにもかかわらず⁽²⁷⁾、本判決は、本件システム開発プロジェクト頓挫の原因をユーザの協力義務違反にのみ求め、ベンダには一切の責任がないとしている点に特徴があり、以下のような意義が見いだせる。

第一に、ベンダのプロジェクトマネジメント義務内容を限定的に解釈し、プロジェクトマネジメントとして、過大な追加要求を繰り返

返すユーザを「説得」することや、開発プロジェクトの進捗を阻害するような追加要求等を「拒絶」する義務までではない、と判示したことである。たしかに、本判決では、システム開発プロジェクト頓挫の原因はもっぱらユーザ側の不手際にあると認定されているので、単純に他の事例との比較は出来ない。しかし、昨今、拡張傾向にあるプロジェクトマネジメント義務の内容を限定的に解釈した本判決は、今後のシステム開発事例におけるプロジェクトマネジメント義務の内容を精査し、当事者間のリスク分配を再検討する一助になるだろう。

第二に、ユーザが過大かつ不当な追加開発要望を出す行為が、ベンダのシステム開発を妨害しない義務に反する、すなわち、ユーザの不作為義務違反になると認められた点にも本判決の意義を見出せる。なぜなら、システム開発を妨害しない義務が、ベンダのプロジェクトマネジメント義務から導かれたユーザの受動的義務ではなく、システム開発契約自体から、あるいは契約目的そのものから導かれるユーザの能動的義務として位置付けることができるからである。「ユーザの協力義務は、あくまでベンダのプロジェクトマネジメント義務の存在を前提として、その限りで認められるにすぎない⁽²⁸⁾」といわれているユーザの協力義務のあり方に、再検討を促す判決といえよう。このように、ユーザの協力義務をプロジェクトマネジメント義務と表裏一体のものにとらえるだけでなく、本件契約ないし契約目的から導かれる債務の一部として位置付ける本件の判断は妥当であると考えられる。

注

- (1) 伊藤雅浩「システム開発取引においてベンダとユーザが果たすべき責任内容—札幌高裁平成29年8月31日判決を題材に」NBL1111号(2017年)22頁。
- (2) 本判決はすでに上告不受理(最決平成30年5月11日)とされ、本判決の内容が確定した。
- (3) 司法研修所編「民事訴訟における事実認定—契約分野別研究(制作及び開発に関する契約)」(法曹会 2014年)115頁。
- (4) 桃尾・松尾・難波法律事務所「裁判例から考えるシステム開発紛争の法律実務」(商事法務 2017年)96頁。
- (5) 平成16年判決以前にも、システム開発プロジェクトにおけるベンダの開発進捗の適宜管理義務を認めた裁判例はある。たとえば、東京地判平成9年9月24日(判タ967号168頁)、広島地判平成11年10月27日(判時1699号101頁)、東京地判平成14年4月22日(判タ1127号161頁)、東京地裁八王子支判平成15年11月5日(判時1857号73頁)。
- (6) 私見は、平成25年判決にいう「中止提言義務」は、本来、プロジェクトマネジメント義務ではなく、当事者の意思に基づかない義務、いわゆる「保護義務」であるとする。拙稿「システム開発契約における開発業者のプロジェクトマネジメント義務」青森法政論叢16号(2015年)13頁参照。
- (7) 東京高判平成26年1月15日(Lex/DB 25503191)。また、原審は東京地判平成25年5月28日(判タ1416号234頁)。いわゆる「第一法規対伊藤忠テクノソリューション訴訟」。原審の評釈として、武川幸嗣「判批」私法判例リマークス53号(2016年)38頁。
- (8) 東京地判平成28年4月28日(判時2313号29頁)。いわゆる「TIS対トクヤマ訴訟」。
- (9) 生田敏康「請負人の債務(2)—プロジェクトマネジメント義務をてがかりに—」福岡大学法学論叢59巻1号(2014年)146頁、上山浩・小川尚史「プロジェクト・マネジメント義務に関する問題点」ビジネス法務2013年1月号(2013年)104頁。
しかし、私見は、プロジェクトマネジメント義務は、付随的義務ではなく、むしろ請負契約の「要素たる債務」として、「仕事完成義務」に包摂されるとする。詳細は、拙稿・前掲注(6)12頁参照。
- (10) 平井慎一「IT契約と信義誠実の原則」帝塚山法学29号(2018年)113頁。
- (11) 座談会「システム開発取引はなぜ紛争が絶えないのか II 分析編」NBL1116号(2018年)31頁(影

- 山広泰弁護士発言）。
- (12) 桃尾・松尾・難波法律事務所・前掲注(4)109頁。
 - (13) 伊藤雅浩「システム契約でもめないために」会社法務A to Z2014年8号（2014年）21頁。
 - (14) 滝沢孝臣「システム開発契約の裁判実務から見た問題点」判例タイムズ1317号（2010年）25頁。
 - (15) 生田敏康「注文者の協力—コンピュータソフト開発契約をめぐる最近の判例を中心に—」福岡大学法学論集52巻4号（2008年）21頁。
 - (16) 東京地裁八王子支判平成15年11月5日（判時1857号73頁）。
 - (17) 東京地判平成18年1月23日（公刊物未掲載2006WLJPCA01238001）。
 - (18) 東京地判平成21年5月29日（公刊物未掲載2009WLJPCA05298011）。
 - (19) 東京地判平成22年7月22日（判時2096号80頁）。
 - (20) 飯田耕一郎「裁判例から導かれるシステム開発の適切な進め方」ビジネス法務2013年1月号（2013年）83頁。
 - (21) 生田敏康「システム開発の頓挫と開発業者の責任」福岡大学法学論集59巻3号（2014年）553頁。
 - (22) 森・濱田松本法律事務所編「システム開発訴訟」中央経済社（2017年）89頁。
 - (23) 吉田正夫「ユーザはどのように協力義務を果たすべきか」ビジネス法務2013年1月号（2013年）88頁。
 - (24) 請負契約における注文者の協力義務を考察するものとして、笠井修「注文者の協力義務」好美清光先生古稀記念論文集刊行委員会編「現代契約法の展開」（経済法令研究会 2000年）265頁以下。同「建築請負契約のリスクと帰責」（日本評論社 2009年）189頁。
 - (25) 松島淳也「NTT 東日本対旭川医大事件」Business Law Journal 2018年1号（2018年）59頁は、原審と本判決の相違について、以下のように述べている。「原審と本判決のプロジェクトマネジメント義務違反の有無にかかわるこのような相違は、本件契約をXが解除した時点における、システム完成の有無と仕様凍結合意後の追加要望に関する判断の違いが大きく影響している」。
 - (26) 伊藤・前掲注(1)29頁。
 - (27) 桃尾・松尾・難波法律事務所・前掲注(4)112頁。
 - (28) 森・濱田松本法律事務所・前掲注(22)89頁。